

○児童福祉法

(昭二二・一一・一一) (法) 六(四)

改正

昭三三法一九八・法二六〇、昭二四
法二二一、昭三五法二一三、昭二六
法二〇二、昭二七法二一九・法二二
二・法三〇五、昭二八法一〇・法二
一三、昭二九法二六・法九五・法一
三六、昭三一法一四八、昭三二法七
八、昭三三法一一〇、昭三四法二
・法五三・法一八四、昭三五法三七
、昭三六法一五四、昭三七法一六一
、昭三九法一六九、昭四〇法一四一、
昭四二法一一・法一三・法一三
九、昭四四法五一、昭四八法六七、
昭四九法八八、昭五三法五四・法五
五、昭五六法八七、昭五七法六六、
昭五八法七八、昭五九法六三・法七
六、昭六〇法三七・法九〇、昭六一
法四六・法五二・法一〇九、昭六二
法九八、平元法二二、平二法五八、
平五法八九、平六法四九・法五六・
法八四、平九法七四、平一〇法五五・

法一一〇、平一一法八七・法一〇二・
法一一一、法一六〇、平一二法八一・
法一一一、平一三法五二・法一三五、
平一四法一・法一九・法一九一、
平一五法二二、平一六法二一・法
一五〇・法一五三、平一七法二五・
法一二三、平一八法二〇・法五〇(未
施行のため該当条文末尾参照)・法
五三・法八三、平一九法六八・法七
三(未施行のため該当条文末尾参照)

○児童福祉法施行令

(昭二三・三・三二) (政) 七(四)

改正

昭二四政二〇五、昭二五政一七〇、
昭二八政二〇三、昭二九政八二、昭
三一政二六五、昭三二政一七八、昭
三四政七二、昭三五政一〇三、昭三
六政二〇四、昭四〇政三八五、昭四
二政二二四、昭四四政一七四、昭四
八政三七一、昭五一政二一五、昭五
二政二七、昭五三政一八六、昭五九
政三五・政二六八、昭六〇政一二七・
政二二五、昭六一政二九一、昭六二
政四・政五四、平二政三四七、平六
政三〇三・政三九八、平九政八四・
政二九一、平一〇政三四・政三七二・
平一一政三九三、平一二政三〇九・
政三三四・政三三六・政四四八、平
一四政二七・政一九七・政二五六、
平一五政一五〇・政一九三・政五一
六・政五二一、平一六政一一・政
四〇二・政四一一、平一七政五三・
政一四三・政三五〇、平一八政一〇・
政一五五・政二六一・政三一九・政
三六一、平一九政三九(未施行のた
め該当条文末尾参照)・政五五・政一
五六・政一九一

児童法令六四

○児童福祉法施行規則

(昭二三・三・三二)
(厚令一一・一一)

改正

昭二四厚令二三、昭二五厚令二四・厚令三四、昭二六厚令四三、昭二七厚令二八、昭二八厚令五三、昭二九厚令二七、昭三一厚令三二・厚令五一・昭三二厚令二四、昭三三厚令二一・厚令三六、昭三四厚令一一、昭三六厚令二五・厚令三五、昭三七厚令四二、昭三八厚令四四、昭三九厚令二二、昭四〇厚令四九・厚令五五、昭四一厚令四一、昭四二厚令二七・厚令五二、昭四四厚令一七、昭四五厚令四・厚令五〇、昭四七厚令四、昭四九厚令二・厚令三二・厚令三九、昭五一厚令一四・厚令三六・厚令三七、昭五三厚令二八・厚令四四・厚令六一、昭五六厚令五〇、昭五八厚令三、昭五九厚令一八・厚令二〇・厚令四九、昭六〇厚令三一、昭六一厚令四八、昭六二厚令八・厚令一一・厚令一五、昭六三厚令三六、平元厚令一〇、平二厚令五九、平四厚令一二・厚令四三、平五厚令三、平六厚令五六・厚令六〇・厚令六七・厚令七七、平七厚令五・厚令六・厚令三

六、平九厚令三一・厚令七二、平一〇厚令一四・厚令一五・厚令一六、平一一厚令一五・厚令二六、平一二厚令三九・厚令四三・厚令六一・厚令一〇〇・厚令一二七・厚令一二八、平一三厚令一二五、平一四厚令三三・厚令八三・厚令九六・厚令一〇一・厚令一〇二、平一五厚令一七・厚令一七・厚令二二・厚令二二・厚令二五・厚令二七・厚令二七・厚令二五、平一八厚令一九・厚令一九・厚令一五五・厚令一六八、平一九厚令四三・厚令七二

○児童福祉施設最低基準

(昭二三・一二・二九)
(厚令一六・三二)

改正

昭二八厚令四・厚令五三、昭三三厚令三三、昭三三厚令五〇、昭三九厚令二一、昭四〇厚令五五、昭四二厚令四六、昭四四厚令一一、昭四五厚令四五・厚令五一、昭四八厚令二〇、昭五二厚令八、昭五三厚令六二、昭五四厚令一九、昭五五厚令一〇、昭五六厚令三一、昭六二厚令一一、昭六七厚令五、平八厚令四九、平一〇厚令一五・厚令一六・厚令五一、平一一厚令一五・厚令二六、平一二厚令四四・厚令九九・厚令一〇〇・厚令一一二・厚令一二七・厚令一二八、平一四厚令一四・厚令三八・厚令九六・厚令一六八、平一六厚令一・厚令二七・厚令二七・厚令一七八、平一七厚令二二・厚令七五・厚令八四、平一八厚令七八・厚令八九・厚令一五五(一部未施行のため該当条文末尾参照)、平一九厚令二九・厚令四三

第一章 総則

〔国民の責任〕

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

〔参照〕 「国民」―憲二〇 「ひとしく」―

―憲二四―

〔国及び地方公共団体の責任〕

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〔参照〕 「地方公共団体」―自治一・一の

二・二四―憲二五二―

〔福祉保障の原理〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。

〔参照〕 「児童に関する法令」―社福、民

委、生保、身障、覚剤、地域保健、

子接、母体、教基、学教、社教、勞

基、職安、少年、少院、犯予、禁酒

禁煙、民、刑、売防、児買、家審、

母子、児扶、母健、児手等

通知

●原理の尊重

（昭二三・三・三一発見二〇）

最終改正 昭五七・四・二七発見一二三

第一 一 この法律は、児童に関する総合法規であつて第一条及び第二条に規定する「児童の福祉を保障するための原理」は、児童福祉司若しくは児童委員又は児童相談所の相談及び指導並びに児童福祉委員会の調査審議の指導理念であるのみでなく、児童に関するあらゆる法令の施行にあたり、適用されるものであること。

二 この法律は学校教育法、労働基準法、少年法、国民医療法等との関連が極めて密接であるから常に関係機関との連絡をはかり、法律施行の円滑を期すること。

三 この法律は単に、保護を要する児童のみを対象とするものではなく、積極的に一般児童の不良化防止、福祉増進等に、努めるものであるから後述の児童相談所、児童福祉司、児童委員等各機関を積極的に活用すること。

第一節 定義

〔児童〕

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

〔平一七法一三三・一部改正〕

〔参照〕 「小学校就学の始期」 〓学教二二

- Ⅰ 「他の法律にいう児童」 〓労基五六・五七・六〇、学教一・一・二二・二六・二七・三九・七七・八〇、民三、刑四一、少年二、犯予二、児扶三、母子二、児手三等

〔妊産婦〕

第五条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

〔参照〕 「他の法律にいう妊産婦」 〓労基六五等

〔保護者〕

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

〔昭二六法二〇二・平一法一五一・一部改正〕

〔参照〕 「親権を行う者」 〓民八八・八一・八三・八六七、法四七

- 「未成年後見人」 〓民八三九・八四一
- 「監護」 〓民八二〇等
- 「他の法律にいう保護者」 〓学教二二・三九、少年二、身障一五、予接二、三、知障一六一①等

通知

●親権を行う者

（昭二六・一一・八発児六九）

改正 昭五三・九・一三発児一六一

第一一 一 改正法第五条の「親権を行う者」というのは、民法上の親権者である父母（民法第八一条、第八一九条）のほか、親権の代行者即ち未婚であつて、子を有する未成年者に代わつて、その子に対して親権を行う当該未成年者の親権者又は後見人（民法第八三三条、第八六七条）及び改正法第四七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を含むものであり、旧法の親権者の意味も右と同様に解していたのであるが、改正法はこれを民法上の用語に統一したものであること。

なお、改正法にいう保護者とは、たとえ親権を行う者又は後見人であつても、児童を現に監護していない場合には、保護者に該当しないことは従来と同様であること。

生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

（平二法五八・追加、平九法七四・平一一法一六〇・平一二法一一・平一四法一一九・平一六法一五三・平一七法二二三・一部改正）

〔参照〕 「厚生労働省令」則一―の四
「政令」一令一

〔放課後児童健全育成事業の運営の確保〕

〔令〕第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条

〔児童自立生活援助事業等〕

第六条の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十七条第七項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて同項の措置を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び

の第二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。

(平九政二九・一追加、平一二政三三四・平一四政一九七・平一八政一〇・平一八政三一九・一部改正)

〔厚生労働省令で定める子育て短期支援事業〕

〔則〕第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第三項に規定する子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。

(平一五厚勞令六九・追加、平一八厚勞令一九・一部改正、平一八厚勞令一六八・一部改正・旧第一条の五の二繰上)

〔短期入所生活援助事業〕

〔則〕第一条の二 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に

困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるときに、当該児童につき、第一条の四に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。

② 前項の保護の期間は、七日以内とする。ただし、市町村長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(平一五厚勞令六九・追加、平一五厚勞令一三〇・一部改正、平一八厚勞令一六八・一部改正・旧第一条の五の三繰上)

〔夜間養護等事業〕

〔則〕第一条の三 夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となつた場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めるときに、当該児童につき、次条に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。

② 前項の保護の期間は、当該保護者が仕事その他の理由により不在となる期間又は同項の緊急の必要がなくなるまでの期

間とする。ただし、市町村長は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(平一五厚勞令六九・追加、平一八厚勞令一六八・旧第一条の五の四繰上)

〔厚生労働省令で定める施設〕

〔則〕第一条の四 法第六条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。

(平一五厚勞令六九・追加、平一八厚勞令一九・一部改正、平一八厚勞令一六八・一部改正・旧第一条の五の五繰上)

通知

●身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等

(平一六・三・二九障障発〇三二九〇〇三) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二八号）に基づく指定居宅支援に該当する身体障害者短期入所は、身体障害者療護施設その他の厚生労働省令で定める施設で行うこととされており、また、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律

第三七号)に基づく指定居宅支援に該当する知的障害者短期入所は、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設で行うこととされており、また、児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)に基づく指定居宅支援に該当する児童短期入所は、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設で行うこととされているが、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第一五号)第一条の四に定める「その他法第四条の二第四項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設」の知的障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省令第一六号)第四条に定める「その他法第四条第四項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設」及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第一一号)第一条の四に定める「その他法第六条の二第四項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設」に関して、単独型短期入所事業を行う場合の留意点は、左記のとおりであるので、取扱いに遺漏なきようお願いするとともに、貴管内市町村及び関係者に対する周知方よろしく願います。

また、本通知の取扱いをもって、通所(通園)施設においても、宿泊を伴う指定短期入所の実施を可能とするものである。

おつて、平成一五年八月二十九日障障発第〇八二九〇〇二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「構造改革特別区域における「人員及び設備基準を緩和した単独型児童短期入所事業」について」は廃止する。
なお、この通知は、地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)第二四五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言である。

記

- 1 目的
身体障害者、知的障害者及び障害児が身近な場所での指定短期入所の利用を可能とすることを目的とする。
- 2 人員に関する基準
(1) 指定短期入所の事業を行う者(以下「指定短期入所事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所の提供に当たる職員は、次のとおりとする。
ア 管理者
イ 医師
ウ 生活支援員又は介護職員
エ 調理員
(2) 医師は嘱託とすることができる。
(3) 職員は、利用者に対するサービス提供に必要な員数を確保すること。
(4) 生活支援員又は介護職員は常勤を原則と

するが、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合には、非常勤職員を充てることができる。

- (5) 生活支援員又は介護職員は専任を原則とするが、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- (6) 生活支援員は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。
- (7) 調理員は、調理義務を委託する場合には置かないことができる。
- (8) 実際のサービス提供時間外においては職員を配置する必要はないが、利用希望者からのサービス利用の申込みに対応する等のため、連絡体制を整備しておくこととする。

- 3 設備に関する基準
(1) 指定短期入所事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所を提供するために必要なその他の備品を備えなければならぬ。
ア 居室
イ 食堂
ウ 浴室
エ 洗面所
オ 便所

カ 調理室

(2) キ 洗濯室又は洗濯場
前記に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

ア 居室

(ア) 一居室内の定員は、四人以下とする。

(イ) 利用者一人当たりの床面積は八平方メートル以上とすること。

(ロ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(ハ) 一室を二人以上の者で使用させる場合にあつては、プライバシーの保護に十分配慮した設備とすること。

(ニ) 室内に収納設備等を設ける場合は、介護、車いすの使用、緊急時の対応等に支障のないよう配慮すること。

イ 食堂
食事の提供に支障のない広さを有すること。

ウ 浴室
入所者の特性に応じたものであること。

エ 洗面所
入所者の特性に応じたものであること。

オ 便所
入所者の特性に応じたものであること。

(3) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採

光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分考慮すること。

(4) 利用者の皮膚に直接接するタオル等の用品類は、安全・清潔なものを使用すること。

4 通所（通園）施設における宿泊を伴う指定短期入所
本通知の取扱いをもって、通所（通園）施設においても、宿泊を伴う指定短期入所を行って差し支えないものであること。

5 その他
前記以外については、身体障害者福祉法

(1) に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成一四年厚生労働省令第七八号）第四章、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成一四年厚生労働省令第八〇号）第四章及び児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成一四年厚生労働省令第八二号）第四章によるものであること。

(2) 単独型短期入所事業所において、宿泊を伴わない指定短期入所のみを行うことは認められないものであること。

●児童自立生活援助事業における退所した者に対する援助等

(平一六・一一・二四雇児福発一一二四〇〇二)

第三 2 児童自立生活援助事業

(1) 改正の趣旨及び内容

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）についても、乳児院等と同様に、事業の内容として、児童自立生活援助措置を解除された者について相談その他の援助（アフターケア）を行うことが明確化された（児童福祉法第六条の二第一項）。

また、年長の児童を対象としている児童自立生活援助事業については、事業の内容として、「就業の支援」を行うことも明確化された。

留意点
児童養護施設等と同様、入所中の児童のケアに支障が生じない範囲でできる限り、退所者に対するアフターケアを行うこと。なお、アフターケアの対象が一八歳以上の者が含まれることも同様である。

(2) ●児童福祉施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）における退所した者に対する相談その他の援助
（平一七・二・二五雇児総発〇二二五〇〇二）
【第一 2 (4) 法第七条関係参照】

〔里親〕

第六条の三 この法律で、里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護

させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適當と認められるものをいう。

（平一六法一五三・追加）

〔参照〕「里親」法二七、令二九・三〇・

三三、則三二、平一四厚勞令一一五

（里親の認定等に関する省令）

〔都道府県児童福祉審議会の意見聴取〕

〔令〕第二十九条 都道府県知事は、法第六条の

三の規定により里親の認定をするには、法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（昭二八政二八三・追加、昭三四政七二・旧

第九条の二線下、昭六〇政二二五・一部改

正、昭六二政四・旧第九条の三線下、平二

政三四七・旧第九条の四線下、平一一政三

九三・一部改正、平一四政一九七・旧第九

条の五線下、平一四政二五六・旧第九条の

七線下、平一五政五二一・平一六政四〇二・

一部改正）

〔省〕里親の認定等に関する省令

（平一四・九・五厚勞令一一五）

最終改正 平一八・三・三一厚勞令八九

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 養育里親（第四条―第十三条）

第三章 親族里親（第十四条・第十五条）

第四章 短期里親（第十六条・第十七条）

第五章 専門里親（第十八条―第二十条）

附則

第一章 総則

（この省令の趣旨）

第一条 児童福祉法（以下「法」という。）第六条の三に規定する里親の認定等については、この省令の定めるところによる。

（平一六厚勞令一七八・一部改正）

（里親の種類）

第二条 里親の種類は、養育里親、親族里親、短期里親及び専門里親とする。

（児童の委託）

第三条 法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託は、養育里親のうち都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長とし、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）による登録を受けた者、親族里親、短期里親のうち

都道府県知事による登録を受けた者又は専門里親のうち都道府県知事による登録を受けた者のいずれかに対して行うものとする。

第二章 養育里親

（定義）

第四条 養育里親は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育する里親として法第六条の三による認定（以下「里親認定」という。）を受けた者とする。

（平一六厚勞令一七八・一部改正）

（要件）

第五条 養育里親は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一 心身ともに健全であること。

二 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。

三 経済的に困窮していないこと。

四 児童の養育に關し虐待等の問題がないと認められること。

五 法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

2 職業指導（児童の自立を支援することを目的として、勤勞の基礎的な能力及び態度を育

第二編 児童扶養手当

○児童扶養手当法

(昭三六・一一・二九)
(法二二・三三八)

改正

昭三七法七八・法一一五・法一四〇・
法一五二・法一六一・昭三八法一五
〇・昭三九法八七・法一五二・昭四
〇法三六・法九三・法一三〇・昭四
一法六七・法一一一・法一二七・昭
四二法九五・法一一一・法一三六・
昭四三法六九・昭四四法八七・昭四
五法一一四・昭四六法一一三・昭四七
法九七・昭四八法九三・昭四九法八
九・昭五〇法四七・昭五一法六三・
昭五二法四八・昭五三法四六・昭五
四法三六・昭五五法八二・昭五六法
五〇・法八六・昭五七法六六・法七
九・昭五八法八二・昭六〇法三四・
法四八(未施行のため該当条文末尾
参照)・昭六一法四〇・法四六・昭六
二法四四・昭六三法五六・平元法二
二・法八六・平六法九五・平八法八
二・平九法四八・平一一法八七・平
一一法一六〇・平一三法一一〇・平
一四法一一九・平一六法二二・法一
五三・平一七法一〇二・平一八法一
平一八法二〇・平一九法一八・法三
〇(未施行のため該当条文末尾参照)

○児童扶養手当法施行令

(昭三六・一一・七)
(政四・〇一五)

改正

昭三七政三九一・昭三八政二八一・
昭三九政二六〇・昭四一政二四九・
昭四二政二四三・政二五八・昭四三
政二二九・昭四四政二三〇・政二八
四・昭四五政二七〇・昭四六政一一
七・政二九三・昭四七政二三八・昭
四八政一二〇・昭四九政一四六・昭
五〇政一四二・政二九〇・昭五一政
七六・昭五二政一四四・昭五三政二
六六・昭五四政一五五・昭五五政一
九九・昭五六政二六二・昭六〇政二
三六・昭六一政一三三・政一五〇・
政二六一・昭六二政一八三・昭六三
政一六〇・政一七三・平元政一六二・
政三三八・平二政四一・政二一九
平三政六二・政二〇〇・平四政三九
政一九五・平五政五一・政一九二・
平六政五四・政二三五・政三四七・
平七政五九・政二七六・平八政二三
六・平九政三二九・平一〇政四二・
政三三四・平一一政四六・政一六二・
政三九九・平一二政三〇九・平一三
政三三四・平一四政一八二・政二〇
七・平一五政一五〇・平一七政九〇・
政一一八・政一九七・平一八政一一
二・政一三四・平一九政一五四

○児童扶養手当法施行規則

(昭三六・一一・七)
(厚令六・五一)

改正

昭三七厚令二二・厚令四七・厚令五
二・昭三八厚令四一・昭三九厚令三
七・昭四〇厚令二五・昭四一厚令二
八・昭四二厚令三一・厚令四八・厚
令五八・昭四三厚令二八・昭四四厚
令一七・厚令二六・厚令三九・昭四
五厚令三一・昭四七厚令四九・昭四
八厚令三八・昭四九厚令二一・厚令
二二・昭五〇厚令三三・昭五一厚令
四六・昭五二厚令四四・昭五三厚令
一六・厚令三四・昭五五厚令二五・
昭五六厚令五六・厚令六九・昭五七
厚令二五・厚令三五・厚令四〇・昭
五九厚令一八・昭六〇厚令三三・昭
六一厚令一七・昭六三厚令三九・平
元厚令一〇・平二厚令四二・平五厚
令二八・平六厚令六・厚令四八・平
七厚令二一・平八厚令四六・平九厚
令三二・厚令九二・平一〇厚令六四
平一一厚令六〇・平一一三厚令一七
七・厚令二二〇・平一四厚令九
一・平一五厚令六九・平一七厚令
四六・厚令一〇四・厚令一二
三・平一八厚令一四四

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭六〇法四八・金改)
(参照) 「児童」 〓法三一「父」 〓法三三

通知

立法の趣旨

(昭三六・一二・二一発児三二八)

最終改正 昭五七・一〇・一発児二八七

一 母子世帯には社会的経済的に困窮している事例が多いことは諸種の統計の示すところであり、母子世帯の母が児童を扶養する努力を

経済的に援助する必要があることはいうまでもない。母子世帯の所得保障を図る制度としては、母子福祉年金をはじめ各種の公的年金制度があるが、これらの制度はいずれも夫と死別した母と子の世帯のみを対象としており、夫と離別した母と子の世帯を対象としてはいない。離婚を年金保険事故とすることは不適當であり、また、母子福祉年金は抛出制を前提とする国民年金法の体系の一環として存在するものである。従つて夫と離別した母子世帯については、年金による所得保障の途がないということになるが、それでは死別の母子世帯と均衡を欠くこととなる。また、母子世帯以外に、父母の欠けている児童を祖父、伯叔父、兄姉その他の者が養い育てている事例も少なくない。

この法律は、以上の諸点を考慮し、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童の世帯に手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図るために立案されたものであること。

(児童扶養手当の趣旨)

第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならぬ。

2 児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。

3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。

(昭六〇法四八・平一四法一一九・一部改正)
正)

(参照) 「児童の心身の健やかな成長」 〓
「児童」 〓三「支給を受けた者」 〓
法四・六・九

(用語の定義)

第三条 この法律において「児童」と

は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく年金たる給付

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付（同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付

四 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）に基づく年金たる給付

六 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）に基づく年金たる給付

八 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）に基づく年金たる給付

九 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合法が支給する年金たる給付

十 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく年金たる給付

十一 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当及び特別手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）

十二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付

十三 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる補償

十四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

十五 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

3 この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をし

ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

- (昭三七法一五・昭三七法一五三・昭三八法一五〇・昭三九法八七・昭三九法一五二・昭四〇法九三・昭四〇法一三〇・昭四一法六七・昭四一法一一一・昭四一法一二七・昭四二法一二一・昭四二法一三六・昭四九法八九・昭五一法六三・昭五七法六六・昭五八法八二・昭六〇法四八・平六法九五・平八法八二・平九法四八・平一三法一〇一・平一八法一一・平一九法一八・一部改正)

〔参照〕「政令」一合一「婚姻の届出」
 民七三九・七四〇「他の法律において適用する場合」
 警察七七、消組
 附則二、教特附則二

〔未施行〕 次の改正規定は、平一九・四・二三法三〇で公布され、平成二二年四月一日から施行。

第三条第二項第三号中「年金たる給付」を「年金たる給付(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた

年金たる給付に限る。)に改める。

(法第三条第一項及び第四条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状態)

〔令〕第一条 児童扶養手当法(以下「法」という)第三条第一項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

2 法第四条第一項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。

(昭六〇政二二六・追加)

〔令〕別表第一(第一条関係)(昭六〇政二二六・追加、昭六一政二二三・一部改正)

- 一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
- 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 四 そしやくの機能を欠くもの
- 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

九 一上肢のすべての指を欠くもの

十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

十一 両下肢のすべての指を欠くもの

十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

十三 一下肢を足関節以上で欠くもの

十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

通達

【支給対象児童】

●支給対象の拡大

(昭三九・八・二三児発八五八)

改正 昭五七・一〇・一児発八二四

第一 二 本年〔三八年〕七月一六日から、法別表第一号から第八号までに定める程度の障害の状態又は内科的疾患に基づかない同表第九号に定める程度の障害の状態にある児童（以下「障害の状態にある児童」という。）については、二〇歳に達するまで支給対象児童としたこと（法第三条第一項、改正法附則第一項）。

●児童の範囲拡大

(昭三九・六・二三児発五四七)

改正 昭五七・一〇・一児発八二四

第一 1 改正の内容

障害の状態にあることよって児童扶養手当法上の児童とされる者の範囲は、従来肢体不自由等のいわゆる外部的障害で障害の状態にある二〇歳未満の者に限られていたのであるが、今回の改正により、いわゆる内部的障害である結核による身体の機能の障害若しくは病状、非結核性疾患による呼吸器の機能の障害又は精神障害（精神病質、神経症及び精神薄弱によるものを除く。）で障害の状態にあ

る二〇歳未満の者も児童となったこと。

この第三条第一項を改正する規定は、附則第一条ただし書の規定により、昭和三九年八月一日から施行するものとされていること。

(1) 第三条第一項第一号の規定について

第三条第一項第一号の規定は、従前の第三条第一項中の「別表第一号から第八号までに定める程度の障害の状態にある者」という規定と全く同内容、同趣旨のものであること。

(2) 第三条第一項第二号及び第三号の規定について

第三条第一項第二号及び第三号の規定は、同項第四号の規定とともに、児童の範囲を拡大した規定であること。また、同項第二号は、次の三者を規定しているものであること。

ア 結核性疾患による身体の機能の障害で別表第九号に定める程度の障害の状態にあるもの。

イ 結核性疾患による長期にわたる安静を必要とする病状で別表第九号に定める程度の障害の状態にある者

ウ 結核性疾患以外の疾患による呼吸器の機能の障害で別表第九号に定める程度の障害の状態にある者

なお、別表第九号に定める程度の障害

(3) 第三条第一項第四号の規定について

第三条第一項第四号の規定は、従前の第三条第一項中の「内科的疾患に基づかない別表第九号に定める程度の障害の状態にある者」という規定とはほぼ同趣旨のものであること。

即ち、この従前の規定は、従前の国民年金法別表第一級の第九号の規定と同趣旨同内容のものであつて、それは、併合認定、換言すれば、二種以上の異なる障害を重複して有する者につき、その個々の障害によつて結果されるいわばその者の部分的な機能の減少に着目するのではなく、それらの総合によつてもたらされる全体としての労働機能又は生活機能の減少に着目して、その者の障害を認定するための根拠規定として働いていたのであるが、その趣旨及び併合認定の基礎とすることができず、障害の範囲が必ずしも明確でなかつたので、第三条第一項第四号の規定は、その趣旨を明確に

するとともに、いわゆる併合認定の基礎とすることができる障害等の範囲に同項第二号及び第三号の規定によって、新たに加えられた障害等の種類を加えたものであること。第三条第一項第四号もいわゆる併合認定の基礎とすることができる障害等の範囲を拡大した限りにおいて、同項第二号及び第三号と同様、障害の状態にあることによって本法上の児童とされる者の範囲を拡大したものであること。

2 留意事項

(1) 第三条第一項の改正規定は昭和三十九年八月一日から施行するものとされているので、同項の改正により新たに「児童」となった者にかかる手当の認定又は改定の請求は、昭和三十九年八月一日以後に行なうことができるものであること。即ち、当該「児童」については昭和三十九年九月以降の月分の手当からその支給が開始されるものであること。

(2) 精神障害に係る児童の障害認定診断書は、できる限り精神衛生法第一八条に規定する精神衛生鑑定医により作成されたものとするよう指導すること。

精神衛生鑑定医の診断を受けることが極めて困難な場合にも、精神科の医師による診断書とするよう指導すること。

精神衛生鑑定医に対しては、法の趣旨及び診断書を作成する際には病歴、現症、生活の状況等を詳細に記載するよう十分に周知徹底を図ること。

在宅療養中の精神障害児については、精神衛生鑑定医等の診察を受けることが困難なため、認定又は改定の請求が遅延することも予測されるので、児童相談所の巡回相談の機会を活用しての利便の供与、また、関係機関の協力要請等にも十分留意すること。

なお、以上の取扱いは、今後、精神障害に係る父の障害認定診断書にも準用するものとする。

●児童の範囲拡大

（昭四〇・六・一四児発四九九）

改正 昭五七・一〇・一児発八二四

第二 一 障害の状態にあることにより児童扶養手当法上の児童とされる者の範囲は、従来精神の障害で障害の状態にある二〇歳未満の者にあつては精神薄弱によるものが除かれていたのを今回精神薄弱によるものまで拡大したこと。

なお、この改正は、昭和四〇年八月一日から施行することとされているので、これにより新たに児童扶養手当法上の児童となる者に

係る児童扶養手当の認定又は改定の請求は、同日以後に行なうこととなり、当該児童については、同年九月以降の月分の児童扶養手当からその支給が開始されることに留意されたこと。

また、精神薄弱に係る児童の障害認定診断書については、従来精神障害に係る障害認定診断書を使用することとなるので、その取扱いについては従来例によることとするが、精神衛生鑑定医に対しては、改正法の趣旨を徹底するとともに、診断書の作成にあたっては病歴、現症、生活状況等を詳細に記載するほか、「要注意必要度」及び「日常生活の介助指導、必要度」の欄を十分活用するよう周知徹底を図ること。

●児童の範囲拡大

（平六・一・九社援更二九一・児発九九五）

第一 1 (3) 支給対象となる児童の範囲を一八歳未満から一八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とする。